

保育園特別支援保育等実施要綱

制定 平成30年12月28日 区長決定

要綱第211号

改正 平成31年3月29日 部長決定 要綱第96号

改正 令和6年4月1日 部長決定 要綱第135号

改正 令和8年4月1日 区長決定 要綱第129号

(目的)

第1条 この要綱は、保育園（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に基づく保育所および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。以下同じ。）に入園を希望する心身に障害を有する児童および心身の発達状態から障害を有する児童と同様の配慮を必要とする児童（以下「特別支援児童」という。）のために実施する保育および幼児教育（以下「特別支援保育等」という。）に関する必要な事項を定め、特別支援保育等の適切な実施を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2条 特別支援保育等の対象とする児童は、区内在住の特別支援児童のうち、保育園の施設、設備等での集団保育が可能な児童とする。ただし、障害があっても通常の保育が可能な場合は対象児童から外することができる。

(受入数)

第3条 各保育園の状況により、健常児との集団保育が可能な範囲の人数とし、子ども未来部長が決定する。

(職員の配置等)

第4条 区長は、特別支援保育等の状況を考慮して、区立保育園に正規職員または臨時職員その他の職員を配置する。

2 前項に規定する職員配置は単年度とし、継続の必要性の有無については、特別支援保育審査会（以下「審査会」という。）で決定する。

(審査会)

第5条 特別支援保育等の適切な実施を目的とし、保育施設運営課に審査会を置く。

2 審査会は次の事項を所管する。

(1) 特別支援児童の入園の可否についての判定

- (2) 特別支援児童とすることの可否についての判定
 - (3) 職員の配置
 - (4) その他必要な事項
- 3 審査会は次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 会長 子ども未来部長
 - (2) 委員 保育施設運営課長、障害者支援課長、保育施設運営課保育管理担当主査、保育施設運営課保育・教育担当主査、保育施設運営課施設運営支援担当主査、保育施設運営課栄養指導係長、保育入園調整課入園相談担当主査、区立保育園長、区立認定こども園長のうち保育施設運営課長が指名する者、その他必要に応じて会長が指名する者
- 4 会長に事故があるときは保育施設運営課長がその職務を代理する。
- 5 審査会は、必要に応じて開催することとし、会長が招集する。
- 6 審査会の庶務は、保育施設運営課保育・教育担当において処理する。ただし、入園に関する事務は、保育入園調整課入園相談担当において処理をする。
(保育の利用の承諾の保留)
- 第6条 特別支援児童の受入れのために新たに職員の採用が必要となる等、当初の入園予定月における対象児童の受入れが困難と判断した場合には、対象児童の受入態勢が整うまでの間（当初の入園予定月から3か月を限度とする。）、入所定員を留保し、保育の利用の承諾を保留するものとする。
(委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は子ども未来部長が定める。

付 則

この要綱は平成31年1月1日から適用する。

付 則（平成31年3月29日改正要綱第95号）

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。